

氏名(国籍)	ワイス・バーバラ・マーガ(アメリカ)		
学位の種類	博士(国際政治経済学)		
学位記番号	博甲第2445号		
学位授与年月日	平成12年5月31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	国際政治経済学研究科		
学位論文題目	Risk and Security : The Political Economy of Investment and Market Integration (リスクとセキュリティ:投資と市場統合の政治経済学)		
主査	筑波大学教授	博士(法学)	波多野 澄 雄
副査	筑波大学教授	博士(法学)	辻 中 豊
副査	筑波大学教授	Ph. D. (経済学)	サーヴェドラ・リヴァノネアントロ
副査	筑波大学助教授	Ph. D. (政治学)	赤根谷 達 雄
副査	南山大学教授	Ph. D. (国際関係論)	福 井 治 弘
副査	筑波大学教授(併任)	経済学博士	細 野 昭 雄

## 論文の内容の要旨

本論文(英文)は、冷戦終結後の国際システムの構造的変化に注目し、従来の国家(あるいは政府)中心の安全保障概念に対し、経済活動の相互依存、市場統合、非国家主体(企業や投資家)の国境を越えた活動、海外投資活動などの要素を組み入れ、とくに経済活動と安全保障レジームの関係について、政治経済学の観点から理論的な再検討を試みたものである。

序論において、著者は、まず国際システムの安定にとって軍事力の相対的意義が減退しつつあるとき、外国投資はそれに代わり得る重要な要素であることを指摘しつつ、国際関係理論における未解決の問題は、経済と安全保障レジームの相互関係にあるとする。そして、とくに多国籍企業に焦点をあて、現状の理論的枠組を企業活動の市場統合のダイナミズムにおける役割にまで拡大を試み、市場統合を企業間、国家間、企業と国家間という三つの次元において考察する意義を論じている。

次に、著者は、市場統合の過程における企業-国家間の相互作用を分析する前提として、投資のタイプを、交換的投資と非交換的投資(商業借款や外国直接投資など)の二つのタイプに分けている。非交換的投資は、国家間関係の持続性を促進し、国際安全保障に影響するとし、このタイプの投資の優先目的はリスクと不確実性を減少させることにあり、これはリスク減少投資(risk-reducing investment)と定義され、長期的投資が該当する。他方、交換的投資はリスク管理投資(risk-management investment)と定義され、短期的投資が該当する。また投資リスクと安全保障の関係は、リスク減少投資とリスク管理投資という各々のレベルを媒介として、相互に因果関係があることをも示している。

第2章は、相互依存と統合理論の関係を論じ、ヨーロッパにおける統合理論と実際のプロセスを検討し、市場統合のプロセスは国際協力と安全保障を促進しているという理解にとって重要であること、統合と相互依存の媒介変数を比較することのみならず、リスクを減少させる統合プロセスという観点から検証する必要のあること等を論じている。これらの分析から、著者は市場統合は統一的で多角的なパターンであるというより、高度な二国間関係の組み合わせによって性格づけられる不規則なプロセスであることを示唆している。

第3章は、第1章で議論された理論的なパラダイムにもとづき、1970年代に日本において展開された総合安全

保障の概念とその意味を検討する。この総合安全保障のアプローチは、民間部門の国際システムにおけるリスクの減少という必要性から生まれ、対外的紛争を減少させるというインセンティブと対となって、国際関係をグローバル、リージョナル、ローカル（国内）の三つのレベルで制御するための多次元のアプローチと位置づけられる。

他方、総合安全保障概念は、経済的成功と経済的脆弱性の二重の効果として、公共部門の投資であるODA（政府開発援助）と民間部門の主要投資であるFDI（海外直接投資）という両者の結合をもたらし、内外の不安定性を回避する努力を示している。また、著者は総合安全保障の概念は、公共部門の安全保障に対する関心と民間部門のリスクに対する関心を同一のリスク概念のなかに含めることで、安全保障概念を拡張したこと、安全保障の概念を経済成長と統合の問題を含めて議論することを可能としたとする。

第4章において著者は、貿易と投資の国際化は、経済統合もしくは市場統合を引き起こすという前提のもとで、アジア太平洋地域におけるさまざまな経済的統合の試みを、グローバル、リージョナル、ローカルの三レベルに分け、それぞれのレベルにおける統合プロセスをデータ・アナリシスに基づき、二つの観点から議論している。第一は、政策に導かれた統合プロセスであり、第二は市場取引（企業活動）に導かれた統合プロセスである。そして両プロセスの相互作用がもたらす市場統合の政治経済的諸問題を国家・企業関係に関連させつつ析出している。

第5章は、輸出入貿易のペースをはるかに上回る外国投資の成長が国際経済に大きな変化をもたらしていることを前提に、様々なタイプの投資リスクと安全の問題の関係、および投資活動に含まれる供給側と受入側との非対称の関係、それによってもたらされる国家と企業、経済的営為と安全保障の相互作用を論じている。

これらの理論的考察に基づき、第6章～第8章では、海外投資ストック、海外直接投資等をめぐる資本提供国と資本受入国の相互作用、さらに投資リスクと安全の相互作用について、先進国（日本・アメリカ）と発展途上国（とくにインドネシアとメキシコ）について検証している。その結果、資本供給側と受入側では、安全保障に対する関心は大きく異なり、それは投資レジームに反映していると指摘している。例えば、アメリカの投資家はリスク管理投資（短期投資）を选好し、日本の投資家はリスク減少投資（長期投資）を选好する傾向のあることを指摘し、それらの相違は安全に対する関心と密接に関連していることを論じている。第9章は、地域主義とグローバル化というより広い文脈において、国家と市場統合の関係を論じ、市場間の相互作用の増大がリスクと安全保障に対してどのような影響を与えているかを指摘している。

結論（第10章）として著者は、果たして国際投資は国家間の安全保障を導く統合的過程であり得るのか、という問いに立ち戻り、これを肯定的に評価している。

## 審査の結果の要旨

本論文は、市場統合を導く力としての外国投資の役割を検討したものであり、とくに、国際システムにおける投資流出のパターンとダイナミックの分析に力点が置かれている。商品取引に焦点を合わせるよりも、長期的で堅固な関係構築をもたらすと考えられる海外投資に焦点を当てている点に特徴がある。海外投資の役割は、先進工業国としての日本・アメリカから発展途上国への投資流出、途上国としてのインドネシアとメキシコ、さらにラテン・アメリカと東アジア地域に対する投資流入の事例によって検証されている。事例研究を通じて、これらの投資関係の深まりが、供給側と受入側の双方の政策にどのようにシフトし、反映されていったかを、国際システムの変容という文脈のなかで説得的に論じている。

本論文のもう一つの焦点は、海外投資の市場リスクと安全保障の相互作用という局面であり、この点で、とくに1970年代の日本で強調された総合安全保障の概念に着目した点が評価できる。安全保障問題における経済的要因の重要性を含意する総合安全保障の概念について、著者は、民間部門の国際システムにおけるリスクの減少という必要性から生まれ、対外的紛争を減少させるというインセンティブと対となって、国際関係をグローバル、リージョナル、ローカル（国内）の三つのレベルで制御するための多次元のアプローチと位置づける。とくに、

ODAやFDIをめぐる政策的関心の集中を例に、本概念における公共部門と民間部門のリスク概念の結合を指摘している点は示唆的である。

本論文の最も重要な貢献は、従来の政治経済学的な国際関係研究が、主に商品市場を対象に「国家と市場」ないし「政府と市場」を論じてきたのに対して、著者はその「市場」を資本市場ないし資本取引に移行させた点である。この移行は、分析対象としての市場における取引関係が、短期的なものから長期的なものへと転換したことを意味し、この転換こそが、リスクと安全保障の相互関係を結び付ける鍵となっている。すなわち、資本市場に着目することで、理念的に私的な経済行為の場である市場におけるリスク回避と、理念的に公的な政治行為の場である国家の安全保障を結び付けることが可能となったのである。

本論文の主題は、その副題から伺われるように「投資と市場統合をめぐる国際政治経済学」の探求である。「国際政治経済学」(International Political Economy)という用語は、1980年代後半にS. ストレンジ (Susan Strange) や R. ギルピン (Robert Gilpin) の著作が刊行されて以来、現代の国際関係の重要な一面を表す用語として頻りに用いられるようになった。しかし、その具体的意味や概念規定について深い議論はなされず、抽象的な議論の段階にとどまり勝ちであったが、本論文は、この概念が対象とすべき問題群や意味内容について、経験的研究を基礎に実質的で具体的な議論を展開していることも大きな貢献である。

本論文は、以上のような先駆性の故に、議論の展開に粗削りな面があり、また各章間の整合性についても検討の余地が残っている。しかし、そのことが却って今後の政治経済学分野の関連研究を触発する可能性を秘めており、その意味でも大きな貢献が期待される。

よって、著者は博士(国際政治経済学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。